

平成25年度  
ツキノワグマ保護管理検討委員会

日時 平成25年11月8日（金）10:00～12:00

場所 岩手県環境保健研究センター 大会議室

- 【 事 務 局 】 「1 開会」  
「2 あいさつ」  
「3 委員紹介および議長選出」  
「4 議事（1）説明」
- 【 由 井 委 員 長 】 平成25年度保護管理施策の取組についてご説明いただきました。これにつきましてご意見ご質問ありますでしょうか。ページを指定してご質問いただければと思います。
- 【 藤 村 委 員 】 今年は人身被害が11人でしたが、特に注目されるのは花巻における4名の人身事故ですが、花巻における事故については出猟された猟友会で対処を誤って先に子グマを射殺して、怒った母グマが次々に人を襲ったのではないかと聞いたのですが、そこら辺で詳しい事情がわかりましたら教えて下さい。
- 【 事 務 局 】 子グマを捕殺したということまでは情報はありますが、詳細は把握しておりません。猟友会さんのほうで分かりますでしょうか。
- 【 菅 野 委 員 】 状況については詳しく聞いていないのですが、最終的に捕ったのは子グマであって、母グマは捕らなかったという話です。ただ、そんなにクマに感情があるのかという点は疑問です。子どもが殺されたからといって逆上して襲うというのは疑問に思います。
- 【 藤 村 委 員 】 以前クマの調査を行ったとき、わなに先に子グマが入ってしまったときは、母グマが子グマを助けようとしてかなりわなを動かすとかそういう強力な行動をすることがわかっています。県ではクマが出没したときは原則追払いをして、ダメな場合は捕殺ということになっています。これは県の規定には無いと思いますが、猟の場合には先に親を捕獲してその後子どもという手順があるようですが、今回の人身事故ではクマの被害というよりは人間のミスもあるのではということも資料の中に付帯として入れていただいて、クマによる被害が人による影響で被害が増えてしまったということを考慮に入れて、今後の対策にも生かせないかなと思いますので分かる範囲で状況等も調べていただきたいと思います。
- 【 由 井 委 員 長 】 今後のために、時系列的にどのようにクマが動いて、どういう経緯で子グマが捕殺されたかということを知る範囲で記録しておけば参考になると思います。
- 【 青 井 委 員 】 クマの捕獲の資料を見るとその頃に花巻でクマが捕獲されたという実績は無いのですが。実際には捕られてなかったのか、報告漏れなのかどちらかではないのでしょうか。
- 【 由 井 委 員 長 】 全ての捕獲が記録されているのでしょうか。
- 【 菅 野 委 員 】 花巻のNo38ではないですか。
- 【 青 井 委 員 】 推定年齢はあてにならないかもしれませんが、子グマにしては大きいですね。

- 【菅野委員】 数えて3歳ということだと思います。明け何歳という言い方をします。
- 【由井委員長】 2.5歳ということですね。冬ごもり中生まれて春出てきたものを1歳、一冬越したものを2歳として6月で2.5歳ということですね。
- 【菅野委員】 親から離れたあるいは離そうとしていたのだと思います。
- 【由井委員長】 この個体は本当の幼獣では無いということですね。子どもに見られるけれども。
- 【青井委員】 ヒグマの話ですけれども、親から離れた子ども2頭が一緒にいることもあります。ですから、親子でなくてその組み合わせの可能性もあるかもしれません。
- 【由井委員長】 できれば現場でもう一度資料を収集してください。今年11人の人身被害があつて、原因はよくわかりませんが、奥羽山系側の花巻・紫波の例を除くと1件しかありません。今年はブナの実が東北ほとんど全ての地域で大豊作で、夏の遅い時期からブナに寄って行って被害が減っている可能性はあります。ただ、来年再来年子グマがたくさん生まれてまた被害が増える可能性もあります。もう一つは昨年350頭捕獲しています。やや急に密度が減っているのが間接的に影響しているかもしれません。
- 他にはよろしいですか。また後に関連するところがありましたら出していただきます。
- それでは議題2の平成25-26年次ツキノワグマ捕獲上限数について事務局より説明をお願いします。
- 【事務局】 「4 議事(2) 説明」
- 【由井委員長】 ただいま資料8について説明いただきました。これまでの頭数などの結果を踏まえて来年度の11月14日までの捕獲上限数を提示いただきました。これについてご質問ご意見をお願いします。
- 【青井委員】 この数字は妥当だと思うのですが、327頭というのは過去の捕獲実績を見ても、それを上回ったのは去年しかないのです。捕獲上限を低くしていたというのものもあるのですが、狩猟でもあまり取れないとなると、上限まで捕らなくてはいけないというものではないのでしょうか、捕獲上限はこのぐらいとっても大丈夫という数字なので、逆に言えばこのくらい捕らないと増えていくことにもつながると思います。これからは捕獲上限を定めたらそれに向けてどれだけ捕獲努力量を上げていくかということも議論の一つになると思います。最後の議題で市町村別の割り当てということもあつて、それもその一つになるのかと思いますが、ハンターも減っている中で捕獲を維持していくにはどうしたらいいのか。そういう方向性の議論も必要だと思います。
- 【由井委員長】 これまでになく捕獲上限が多いというのは県の頭数調査の結果を反映していると思いますが、それについて説明をお願いします。
- 【事務局】 これまでの捕獲上限の推移のグラフが22ページにあります。平成18年から19年にかけて北上高地で、平成23年から24年にかけて北奥羽地域での捕獲上限を引き上げています。これは生息頭数調査を保護

管理計画の変わり目の年に実施しており、それにもとづいて捕獲上限を引き上げたものです。平成24年度につきましては、計画の策定前ではあったのですが、調査結果が北奥羽では出ておりましたので、それに基づいて北奥羽の個体数を上げたということです。24年度も引き続き個体数調査を行い、平成25年度に新しい個体数に基づいて捕獲上限を設定しています。25年度は4月から11月ということで1年間の上限ではなかったのですが、今回からは11月から翌11月の1年間の捕獲上限になりましたので、数が増えて327頭ということにしております。

【 由 井 委 員 長 】 捕獲上限を超えることはこれまでもあったのですね。今の捕獲数は有害捕獲が多いですが、有害捕獲は多くはわなになります。順番的にはまずお仕置き放獣ですが、人家周辺に出てこないようにするためには猟期に入る前にでも人の怖さを知らせるためにも追い上げなどをするなどが大事だと思います。この間シカ猟に関して犬を使う試験をしたとのことでしたが、クマでは犬を使っていないですよ。そのへんでご意見はありますか。

【 菅 野 委 員 】 先ほどお話があったとおり、釜石で犬を使った試験を行いました。デントコーンでクマが出没した時にどうしたらよいかと相談されたとき、はじめは携帯ラジオをかけておきなさいと指導します。でも3日もすれば慣れてくるので、次犬を飼っているのなら犬をつないではどうですかと指導します。これもだんだん犬が吠えてもこれ以上近づいてこないということがわかってくる。本来であれば猟にも犬を使って人間と犬の怖さをクマに教えればよいのではと思いますが、猟期になると冬眠に入ってしまうので実際にはそのような機会は少ない。

クマに使う犬は和犬をよく使います。有害でも犬を使うことは人と犬の怖さを教えるのに良いと思います。

【 由 井 委 員 長 】 釜石でシカの犬猟の有害をやったときは、どこの判断で実施したのですか。どこの判断で実施できるのですか。

【 事 務 局 】 シカ猟については昭和30年から岩手県で禁止してきており、禁止しているのは岩手県ぐらいで、全国的に見ても禁止しているところは少ないです。猟友会の方でも色々ご意見がありますが、ハンターが高齢化しており、グループ猟を行う際に勢子役をするのが大変だということがありますので、勢子役を犬に代えるように禁止の措置が解除できるかを検討しているものです。ハンターの方で犬を飼育しておられる方もいないなど課題もありますので、実証試験ということで石巻の猟友会の方をお願いしたものです。

【 由 井 委 員 長 】 全国的にツキノワグマの捕獲は、有害でも狩猟でも犬を使っているところはないのでしょうか。

【 宇 野 委 員 】 宮城県では犬を使っている方はいます。クマにかぎらず、サルやイノシシでも使っている方はいます。

【 藤 村 委 員 】 特殊な例かもしれませんが、長野県の軽井沢でアメリカからクマ追い

犬を導入して、里に降りてくるクマの追払いを10年くらいやって効果をあげています。ただ犬に関して、アメリカできちんとトレーニングを行なって、専従のハンドラーを付ける必要があるのですが、どこの県でもやるというのは難しいかもしれませんが、各地で実施されているモンキー犬は軽井沢の取組がきっかけとなっていますので、犬を使った獣害対策は効果あると思いますので、本格的に取り組んでも良いと思います。

【青井委員】 岩手県ではクマに犬を使うのは禁止しているのですか。

【藤澤委員】 クマには禁止していません。

【由井委員長】 実際に使っている人もいますか。

【青井委員】 私の知り合いでも使っている人はいます。もっと使えば良いと思います。

【藤澤委員】 クマに関しては使ってもOKです。シカに関しても猟友会で犬はいらない、山を知っている勢子がいればよいという意見があったものですが、なかなか普及まで至らなかったのですが、近年シカが増えてきて犬の使用の可能性もあるという流れになってきています。シカに犬が使えるとなると、犬が普及してくると思いますが、そうするとクマにも使える犬ということで獣専用の犬が普及するのではないかと思います。ただ、ハンターは追払いのために犬を飼うわけではないので、そこら辺はご理解ください。

【菅野委員】 イノシシが県内に入っている状態で、イノシシには犬が不可欠です。イノシシ狩を行う際にイノシシとシカが混在する状況だと、イノシシだけを追う犬はいませんので、イノシシだけを捕らえることができるかと言ったら難しいところもありますので、シカの犬猟については早晚解除する方向になるのではとおもいます。当然、クマに関して山に入る犬が増えれば犬の怖さも憶えると思いますので、有効な手段だと思います。ただ、セシウムなどの問題もあり、犬を飼ってまでやる人がいるのかどうか。

【由井委員長】 犬が人のほうに行かないように中型犬をよく訓練してやる必要があります。現場ではクマだけでなくシカも追ってしまうと思うので、考慮する必要があると思います。今日はクマの会議ですが、関連するので、シカの犬猟についてもご検討頂きたいと思います。

セシウムの問題については、新聞等に出ています。いま解析中ということで、今日の資料にはのせておりませんが。この問題はブレーキになってしまうと思うのですが、せつかくとつても売れないということで、電力会社に損害賠償を出しているとのことでした。

【事務局】 狩猟全体で取る人が取らなくなっており、その分を保証するというもので、直接食用にできるかどうかということではありません。

【由井委員長】 狩猟税が減っているということでしょうか。

【事務局】 具体的に狩猟税が減っているという数字の出し方ではないです。

【 由 井 委 員 長 】 電力会社の損害賠償はハンターには戻ってこない収入ですね。ハンター一人で補償をもらうことはできるのですか。せっかく捕ったのに使えないということ。

【 事 務 局 】 ハンターが個人で請求することはできます。ただ、岩手県としては原発事故の影響による狩猟の減少を補う捕獲に要する経費や、放射性物質検査に要する経費を損害賠償請求することとしております。

【 宇 野 委 員 】 宮城の方も放射能でていますが、シカはほとんどいないので報奨金は出していません。南のほうではイノシシについて報奨金を出していません。肉が食べられなくて駆除という目的になりますので。

22 ページの捕獲上限の推移なのですが、これまで捕獲上限を上回っているのですが、25 年度は有害捕獲が少なく、捕獲上限に今のところ達していない。春グマについて北奥羽で 11 頭捕っているとのことですが、これが効果としてあるのでしょうか。また、放獣をこれまでやってきていると思うのですが、放獣について基準はありますか。

【 事 務 局 】 春季捕獲については今年度から実施しているものでして、効果については正直なところまだよくわかりません。今年度に関しては捕獲上限に達しなかったのはブナの豊作というところも大きいのではと考えています。春季捕獲については今後も継続して、効果を検証していきたいと考えております。放獣に関しては、雫石町で主に実施していただいておりますが、放獣についての基準は設けておりませんが、明らかに 2 度めという個体などは殺処分しているようです。

【 宇 野 委 員 】 放獣の実績が平成 9 年からあるのですが、どのような形で放獣しているのでしょうか。

【 事 務 局 】 具体的にはドラム缶わなで捕獲された個体をわなごと山に持って行って、扉を開いて放獣しています。麻酔をかけてタグをつけるなどの作業は特に実施していません。

【 由 井 委 員 長 】 放獣マニュアルがありますよね。

【 事 務 局 】 放獣マニュアルはなかなかハードルが高い部分があって、それに基づいたやり方では必ずしもなっていません。

【 宇 野 委 員 】 上限に達した時に放獣するのかと考えたのですが、犬の効果などを見るにあたって、放獣個体が戻ってきているのかを見るとか、放獣を利用して対策の効果を見ることも可能だと思います。

【 青 井 委 員 】 放獣についてなかなか進まないのは、ひとつは放獣場所の問題があります。国有林で放獣できないというのがあったのですが、宮城県では国有林と交渉して放獣を認めて頂いたようです。ただ、必ず発信機をつけるなどはあるようですが、これまでだめと言われてきた中でできるようになったのは評価すべきだと思います。全てに発信機をつけるのはムリだと思いますが、今後交渉して緩和していただく方向で考えていただくことは可能だと思いますので、岩手県でも話をして頂く必要があると思います。また、檻で捕獲するのはクマへのインパクトがないので、放獣

する際には犬で追うとかスプレーをかけるとか、効果検証は難しいですがそのまま殺すよりはましな方法だと思います。

今回の上限数に近い数字を捕るのだとすれば、春季捕獲を進めていくのが良いと思います。現在2市町ですが、北上高地や北奥羽でも雫石とか広げていくのが良いと思うのですが、今後の方向性はどうか。

【 由 井 委 員 長 】 今のところ希望を出している市町村はありますか。

【 事 務 局 】 特に改めて希望をとったわけではありませんが、今のところありません。

【 由 井 委 員 長 】 今は実績を見ているところですね。春グマによって出没や個体群がどのように変わるかというところを。

【 青 井 委 員 】 これだけ上限が上がっているのですから、改めて希望をとって打診しても良いと思います。

【 事 務 局 】 春季捕獲を実施しましたのでは捕獲を増やすためではなく、マタギ文化などの狩猟文化の維持を目的としています。これまで長いこと禁止してきたため春グマ猟を行える人があまり残っていない、ぎりぎりの段階ですよという声も頂いていて、そのような狩猟文化の維持を目的としています。それによって捕獲される個体数も増えると思います。これからについては市町村の希望をとるということは考えておりません。八幡平市と西和賀町だけではないということですが、まだ始めたばかりですので、生息状況ですとかデータを集めながら、他でも必要性があるという判断も視野に入れていきたいと思っています。

【 由 井 委 員 長 】 マタギ文化はクマを恐れさせて畑とかにあまり来ないようにして、人とクマの共存を自然にやってきたと思います。現段階では再度希望を募らないけど、希望があればそれはOKですか。

【 事 務 局 】 それは判断させていただきたいと思います。

【 藤 澤 委 員 】 春クマについて伝統猟法としてはOKだとおもいます。実際に実施した人から聞きますと、捕るのは簡単だといいます。クマの数をどうしても減らさなければいけないということであれば全面的に認めても良いと思いますが、今の段階では、全面的な春クマの解禁は危険な気がしないわけでもありません。

【 由 井 委 員 長 】 狩猟期間では人の怖さを教えるのに不十分だということもあり、伝統文化の継承の目的もあります。クマに里が怖いと思わせることも半分くらいは意義があると思います。そういう市町村で困っている現状があれば認めていただいてもよいのではと思います。

もう一つ青井先生からありました国有林での放獣についてですが、保全課長さんから何か情報ありましたらお願いします。

【 津 内 口 委 員 】 宮城県さんと調整させていただいて、森林管理署と覚書を作成しまして、全ての放獣で認めたわけではありません。あくまでも学習放獣について認めたものです。今年度3頭を上限としております。今回宮城県

から依頼があったのは、東北大学のキャンパスで目撃や人身被害の発生があり、その中での依頼でした。これまでも放獣に関して意見を頂いておりまして、林野庁とも協議をして調整いたしました。学習放獣ということで放獣した個体ができるようにすること、発信機をつけて行動がわかることなどを条件としております。環境省が公表しているクマ類行動マニュアルを参考にしまして実施しております。岩手県で平成12年ころに実施したデータでは戻ってくることも多いとのことでしたので、今後学習放獣の効果を検証しながら、行っていきたいと考えています。あくまでも学習放獣でして、全ての放獣について国有林でOKということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。効果がどの程度なのか、地域にとって有用であれば今後も検討していきたいと思っております。

【 由 井 委 員 長 】 放獣する場所は同一市町村となりますか。

【 津 内 口 委 員 】 今のところは、同一市町村としています。国有林の事業や地元の方との調整もありますので、相談させていただきたいとおもいます。

【 由 井 委 員 長 】 学習はお仕置きをすると思うのですが、放獣するところでやるのですか。

【 津 内 口 委 員 】 放獣するところと聞いております。

【 由 井 委 員 長 】 それでは元のところに戻るように仕向けることになる気がするのですよね。

【 青 井 委 員 】 本来は捕まったところでお仕置きをすることで、戻ってこないようにするものです。これまで放獣を何度かしましたが、かなり戻ってきています。国有林に放獣しても国有林にはいません。そういう意味では国有林が危ないということにならないと思います。戻ってくるのが必ずしも再被害につながるわけではないので、戻ってきても再被害を及ぼさない場合もありますので、戻るか戻らないかだけでなく、そこを評価する必要がありますと思っております。

【 由 井 委 員 長 】 戻ってきたところに犬がいれば更に良いですね。

捕獲上限についてはこれでよろしいですか。それでは3番めの議題ツキノワグマ捕獲許可の運用見直しについて事務局から説明をお願いします。

【 事 務 局 】 「4 議事(3)説明」

【 由 井 委 員 長 】 多くの委員から事前に意見をいただいて、素案が出されました。試行的なもので、今後修正があるかもしれませんが、来年の6月から試行していくとのことですが、今日の議論で不十分な場合には、修正の上文書で協議するという形にしたいということです。

現在緊急時について全市町村に権限移譲しているのですが、それとの関係はどうですか。今回この取扱を受けた市町村もその緊急時の権限についてはこれまで通りですか。

【 事 務 局 】 資料に緊急性と捕獲場所でわけた図があります。これまで、県による



許可と市町村による許可は緊急性と場所によって住み分けされてきました。緊急時の許可はこれまでどおりです。県による許可をこれまでは口頭許可と通常の許可であったのを、新たに包括的許可として加えたものです。

【 由 井 委 員 長 】 使用する方法はわな以外も銃も可能ですね。

【 事 務 局 】 そうです。

【 由 井 委 員 長 】 農地については電柵を条件としていますが、電柵があつてそれを破られた場合ということですか。いずれ電柵がなければならぬということですね。他にご意見がありますか。

【 佐 藤 委 員 】 確認ですが、包括的許可は年を通じて更新できるということによろしいですか。

【 事 務 局 】 例えば6月1日から10頭の許可をとった場合は、その範囲内で捕獲を行うわけですが、捕れた実績を差し引いて残りを再度許可できることとなります。原則として6月から10月までの期間再度許可できることとなります。

【 由 井 委 員 長 】 他にありますか。まずやってみてということでしょうね。多少煩雑な気はしますが。

【 多 田 委 員 】 確認なのですが、包括許可で上限に達してしまつて、市町村で2頭の捕獲の指示を出している時に他でも出てしまった場合には通常の許可となるのでしょうか。

【 事 務 局 】 その場合は通常の許可が可能です。

【 由 井 委 員 長 】 論点は整理されましたので、これで試行するというにします。それでは、他にクマ関係でご意見ありますでしょうか。

【 佐 藤 委 員 】 情報ですが、岩泉町ではクマの出没情報、捕獲も多いのですが、今年は今の時期でも出没が多いです。通常今時期であればミズナラ、コナラなどが実つて出没は減るはずなのですが、資料にもあります通り不作です。それから、同じ場所で何度もクマがとれるケースがあります。憶測ですがクマの力の強いものから先に捕獲されているのではと考えています。

【 藤 澤 委 員 】 いい場所なのだと思います。

【 菅 野 委 員 】 同じ場所で繰り返すと言うのは多いです。

【 由 井 委 員 長 】 他にありますか。良いですか。

それでは事務局にお返しします。

【 事 務 局 】 「5 閉会」